

業務量管理・健康確保措置実施計画（概要版）

■計画の趣旨

教育職員の長時間勤務や心身の負担の増加、全国的な教員不足などにより、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増しています。

教育職員が健康を保ちながら安心して働き続けることは、子供たちへのより良い教育につながる重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、給特法(※1)の改正により、教育委員会には「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定の策定が義務付けられました。

本市教育委員会では、本計画に基づき、教職員の業務量を適切に管理し、働き方改革を着実に進めることで、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図り、教育職員が子どもたちと向き合う時間を確保できる環境づくりを進めます。

※1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

■本市の現状

本市では、令和 2 年 3 月に、教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

【時間外在校等時間の状況】

	校種	45H 以内	46～80H	81～100H	100H 超	1 人当たりの 月平均
令和 6 年度	小学校	19人	1人	0人	0人	23 時間23分
	中学校	18人	1人	0人	0人	25 時間32分
令和 7 年度	小学校	18人	1人	0人	0人	19時間15分
	中学校	16人	2人	0人	0人	22時間51分

全体では 45 時間以内に収まっていますが、個々の状況を見ると 45 時間以上となっている教育職員が 8%となっています。本調査開始後、年々減少傾向にありますが、引き続き改善に向けた取組を進める必要があると判断いたします。

■目 標

○時間外在校等時間 ⇒ 月 45 時間以内・年 360 時間以内（全職員達成）

○年休取得 ⇒ 平均 15 日以上（R7：13.4 日）

○高ストレス者 ⇒ 5%以下へ減少（R7：11.5%）

○働きがい実感 ⇒ 80%まで向上（R7：31.4%）

■計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

■業務の見直し（3分類に基づく取組）

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

○現段階での本市における進捗状況は以下のとおりです。

- ①すでに達成 ① ② ④ ⑨
 ②一部達成 ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑫ ⑬ ⑭ ⑰ ⑱
 ③未達成 ⑪ ⑮ ⑯ ⑲

■今後の取組

① 学校以外が担うべき業務

- 校外見回り ⇒ 原則実施しない（必要性が無いため）
- 徴収金管理 ⇒ 教員が関与しない仕組みへ
- 苦情対応 ⇒ 教委・専門家（弁護士など）と連携

② 教師以外が参画すべき業務

- 調査業務 ⇒ 精査縮減・校務支援システム活用で負担軽減
- 施設管理 ⇒ 外部委託の活用
- 部活動 ⇒ 令和10年度までに地域展開を目指す

③ 教師の負担軽減

- 授業準備・採点 ⇒ 校務支援システムや支援員を活用
- 学校行事 ⇒ 精選や内容の見直し
- 生徒指導 ⇒ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職と連携

■「業務の3分類」以外の取組

- 児童生徒及び全教育職員1人1台タブレットによる校務効率化
- 留守番電話による勤務時間外対応の抑制
- 会議・研修のオンライン化・精選
- 教頭業務の見直しによる負担軽減

■学校における推進

○デジタル技術の活用により、調査・集計や採点・評価などの校務を効率化する。

■教職員の意識の変容を促す取組

○働き方改革の事例共有や学校訪問等を通じ、PDCA サイクル重要性を指導

○管理職を含む教育職員が時間を意識した働き方

○ワークライフバランスを意識した環境づくりの推進

○働き方改革に関する研修の実施

■健康確保の取組

○1 箇月の時間外在校時間等が 80 時間を超えた場合、医師による面接指導

○11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保

○ストレスチェックの実施

○健康問題についての相談を市保健部局と連携

○年次有給休暇の連続取得の推進

○夏 3 日・冬 6 日以上の学校閉庁日を設定

■今後のフォローアップ

○在校等時間の状況を市のHPでの公表と定例教育委員会、総合教育会議への報告

○児童生徒支援に当たる人材の確保について関係部局と連携

○教育委員会からの支援を強化

○保護者・地域の理解と協力